

令和 7 年(2025 年) 9 月 1 8 日
子 ども ・ 子 育 て 会 議 資 料
健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課

新たな児童発達支援センターの整備について

区では、中野区版児童発達支援センター機能として、療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあ、すこやか福祉センター及び障害児相談支援事業所が連携することで、児童発達支援センターの機能を担わせ、障害や発達に課題のある子どもの相談支援を行っている。近年、療育相談や障害児通所支援事業の利用者数は微増傾向にあり、今後は、子どもの障害や特性に応じた適切な支援と、それを支える基盤整備が一層必要となってきた。このため、児童発達支援センターの整備について、次期基本計画及び区有施設整備計画に位置付け、新たな施設整備に向けた検討を進める。

1 検討の方向性

中野区障害者計画では、障害や発達に課題のある子どもに対して児童福祉法に基づく障害児通所支援の必要性の判定を行う療育相談を充実させるため、新たに児童発達支援センターの機能を充実することとしている。

ア 障害や発達の特性に関する身近な地域での情報提供や相談支援

保護者や家族が、早い段階から子どもの障害や発達の課題に気づくことができるよう、子育て相談、発達支援相談等を実施するとともに、障害や発達の特性に関する知識や理解を深めるための情報提供や相談支援を行う。

イ 療育相談の中心となる児童発達支援センターの設置の検討

障害や発達に課題のある子どもに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援の必要性の判定を行う療育相談の充実のため、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの設置に向けた検討を行う。

2 今後の予定

令和 7 年 9 月 中野区基本計画素案策定
中野区区有施設整備計画素案策定